

観光地経営戦略基本構想策定支援及び観光ブランド構築業務 に係る公募型プロポーザル募集要領

一般社団法人ツーリズムKURE（以下「当法人」という。）が「観光地経営戦略基本構想策定支援及び観光ブランド構築業務」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式で受託候補者を選定するため、募集要領を定める。

1 業務の目的

本業務は、呉市観光振興計画で示す将来の姿を目指し、持続可能な観光地域づくりを体系的に進めるための観光地経営戦略基本構想（以下「基本構想」という。）を策定することを目的とする。

あわせて、基本構想に基づき、地域の観光資源や価値を内外に一貫して効果的に伝えるための観光ブランド戦略を策定し、ブランド構成要素（ブランドメッセージ、ロゴ、ビジュアル等）を具体的に制作・整理することを目的とする。

本業務の実施においては、専門的な知見と業務遂行能力を有する外部専門家に業務を委託することが効果的であることから、あらかじめ事業者を特定する公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名
観光地経営戦略基本構想策定支援及び観光ブランド構築業務
- (2) 業務場所
当法人の指定する場所
- (3) 業務内容
ア 観光地経営戦略基本構想策定支援
イ 観光ブランド戦略立案
ウ ブランド構成要素の制作、地域内外での浸透活動
- (4) 委託期間
契約日から令和8年3月15日まで
- (5) 予算限度額（消費税及び地方消費税額を含む。）
6,300千円

3 業務の仕様

- (1) 観光地経営戦略基本構想策定支援
当法人が作成した基本構想の草案及び提供するデータ等を基に、精査・補強を行うこと。
ア 内容
基本構想には、観光庁「観光地域づくり法人の登録に関するガイドライン」で示す次の内容を含むこと。
 - (ア) 観光地のビジョン、重要目標達成指標（Key Goal Indicator）
 - (イ) 観光地のビジョンに基づく観光地域づくり法人の使命
 - (ウ) データの活用方針
 - (エ) 環境分析
 - (オ) 観光地域マーケティング戦略
 - (カ) 地域のマーケティングミックス（4P）戦略
 - (キ) マネジメント区域における受入環境整備の方針
 - ・基礎的なインバウンド受入環境整備の方針
 - ・二次交通の課題解決及び確保の方針
 - ・ガイドの確保及び育成の方針
 - (ク) 顧客管理の方針
 - (ケ) 観光による受益を広く地域に行き渡らせる方針
 - (コ) 戦略の重要成功要因（Key Success Factor）（以下「KSF」という。）及びKPI
 - (ク) 効果検証の体制とその方法

イ 制作
作成した基本構想をデータ化し、納品すること。ページ数等は当法人と協議の上、決定する。

ウ スケジュール
初案の納品 10月20日(月)
最終案の納品 3月上旬

(2) 観光ブランド戦略立案

基本構想で整理する観光地域マーケティング戦略等に基づき、観光ブランド戦略を策定すること。

ア 内容

ブランド戦略には次の内容を含むこと。観光客の体験を重視し、地域に根づき、観光ブランド構成要素を関係者が使用しやすく、効果的に機能する戦略を立案すること。

- (ア) ブランド知覚を意識したブランドイメージの設計
- (イ) ブランド接点(タッチポイント)の整理と戦略設計
- (ウ) 観光客の購買プロセス(カスタマージャーニー)に基づいた情報設計
- (エ) 地域内での浸透(インターナルブランディング)施策の設計

イ 制作

作成した基本構想をデータ化し、納品すること。ページ数等は当法人と協議の上、決定する。

ウ スケジュール
初案の納品 11月上旬
最終案の納品 3月上旬

(3) ブランド構成要素の制作、地域内外での浸透活動

観光ブランド構築に効果的な構成要素を制作し、地域内での浸透を図ること。

ア 制作

次の(ア)～(ウ)は必須とし、制作数やその他構成要素の制作は、法人と協議の上行うこと。

成果物の著作権は当法人に帰属するものとし、1次利用及び2次利用共に無償で使用できるようにすること。

- (ア) ブランドメッセージ
- (イ) ロゴ
- (ウ) ビジュアル(写真素材など)
- (エ) その他ブランド構成要素として有効であるもの

イ 地域内での浸透活動

(ア) ワークショップ開催

ブランドメッセージ、ロゴの作成にあたり、地域事業者等を対象としたワークショップを1回以上開催し、2案を作成すること。

(イ) 公募

当法人と協議し、ワークショップで検討した2案を公募し、最終案を決定すること。

ウ 地域内外での浸透活動

地域内外での浸透活動に必要な広報物として、次のいずれかを当法人と協議の上、作成すること。

- (ア) ポスター
- (イ) 動画
- (ウ) 写真
- (エ) SNS素材
- (オ) その他地域内外での浸透活動に有効であるもの

エ スケジュール

ワークショップ	12月上旬まで
公募	1月上旬まで
ブランドメッセージ・ロゴの決定	1月下旬まで
ビジュアル・広報物の納品	3月15日まで

4 応募資格

次の要件を全て満たす者（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は失格とする。）

- (1) 類似業務（観光戦略策定・観光ブランド開発等）の受託実績を有すること。
- (2) 法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に基づく呉市の一般競争入札に参加させない措置を受けていないこと。
- (4) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに当法人と直接取引をする本店、支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (8) 代表者又は役員が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

5 審査及び評価基準

(1) 審査項目

- ア 取組姿勢
- イ 業務実績
- ウ 業務体制
- エ 業務執行計画
- オ 業務執行内容
- カ 見積額（積算内訳を含む）

※審査項目の詳細、審査の視点及び配点は、【別紙1】観光地経営戦略基本構想策定支援及び観光ブランド構築業務公募型プロポーザル審査要領のとおり

(2) 審査方法

観光地経営戦略基本構想策定支援及び観光ブランド構築業務市場特性に応じた観光コンテンツ選定及び販売戦略立案業務プロポーザル審査委員会(オンライン開催)にして審査する。

ただし、4者以上の提案があった場合は、企画提案書を審査し、総得点の高い順に審査会へ参加する3者を選定する。

(3) 候補者の決定

候補者は、提出された企画提案書とプレゼンテーションを基に決定する。提案者が1者であった場合もプレゼンテーションを行い、最低基準点を満たす場合は、最優先候補者とする。

(4) 審査結果通知

審査結果は、審査終了後に全提案者に書面で通知し、当法人ホームページで公表する。候補者1位及び2位については、提案者名を公表する。

(5) その他

候補者が契約を締結しない場合は、次点候補者から順次、契約交渉を行い、合意に達した業者と契約を締結する。

6 質問・回答

質問がある場合は、【様式1】質問書を当法人宛にE-mailで提出すること。

令和7年8月19日（火）17時を期限とする。回答は、令和7年8月20日（水）に呉市公式観光サイト「くれとりっぷ」に掲載する。

7 参加意向申出書等の提出及び資格審査

(1) 提出書類

- ① 参加意向申出書【様式2】
 - ② 商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本(写し可) ※提出日の3ヶ月前までに取得したもの
- (2) 提出先
〒737-0051
広島県呉市中央4丁目1-6 呉市役所9階
一般社団法人ツーリズムKURE
担当 加藤・藤猪
電話 0823-27-5090
- (3) 提出方法
E-mail
- (4) 提出期限
令和7年8月22日(金) 17時まで
- (5) 資格審査
参加資格要件を満たしているかの確認を行い、参加資格確認結果通知を行う。

8 企画提案書作成要領

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者は、企画提案書等を提出すること。作成要領は【別紙2】市場特性に応じた観光コンテンツ選定及び販売戦略立案業務企画提案書作成要領のとおり。

9 スケジュール

募集から委託契約締結までの日程は次のとおり

内容	期間等
募集要領の公表	令和7年8月8日(金) (呉市公式観光サイト「くれとりっぷ」に掲載)
質問の受付・回答	受付期限 令和7年8月19日(火) 17時まで 回答は、8月20日(水) 呉市公式観光サイト「くれとりっぷ」に掲載する。
参加意向申出書提出期限	令和7年8月22日(金) 17時まで
参加資格確認結果通知	令和7年8月25日(月)まで
企画提案書等提出期限	令和7年8月29日(金) 17時まで
提案説明会 ※オンライン開催 (プレゼンテーション)	令和7年9月5日(金)の間で指定する時間
受託候補者選定結果の通知	令和7年9月15日(月)まで
見積書の提出・委託契約締結	令和7年9月30日(金)まで

10 問合せ先

〒737-0051
広島県呉市中央4丁目1-6 呉市役所9階
一般社団法人ツーリズムKURE
担当 加藤・藤猪
電話 0823-27-5090
E-mail info-tk@tourism-kure.or.jp

11 その他

- (1) 企画提案に要する費用(企画提案書の作成に要する費用等)は全てプロポーザル参加者負担とする。
- (2) 提出書類は必要に応じて複写する。
- (3) 提出書類は返却しない。

(4) 調査及び監査等

当法人は、受託者の業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、受託者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(5) 第三者への再委託を禁止する。ただし、多言語対応等でやむを得ず再委託を行う場合は事前に当法人に許可を得ること。

(6) 契約の中途解約等

本件業務委託の実施において、業務遅延、市民とのトラブル等が発生し、改善の見込みがなく、本件業務委託の目的が著しく達成困難であると判断される場合には、協議の上、契約を中途解約することがある。